

仙台市放課後子ども総合プラン実施方針

令和 2 年 3 月
仙 台 市
仙台市教育委員会

I 基本的な考え方

1 目 的

小学校に就学している児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所について整備を進めていくとともに、次代を担う人材の育成の観点から、全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）および放課後子ども教室の拡充を図ること等により、本市の実情に応じた総合的な放課後対策の実現を目指します。

2 定 義

「放課後子ども総合プラン」とは、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を含めた放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の計画的な整備等を定めた、国による放課後対策の総称です。

「放課後対策事業」とは、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の両事業のことです。

「放課後対策事業者」とは、放課後対策事業を実施する事業者または地域の団体・個人のことです。

「放課後児童クラブ」とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

「放課後子ども教室」とは、学校等に活動拠点を設け、地域住民等の参画を得て、放課後等に参加を希望する全ての児童を対象として、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。

3 位置づけ

平成 26 年 7 月に文部科学省と厚生労働省の共同により「放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童クラブの受け皿を拡大するとともに、一体型を含めた放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとされました。

平成 30 年 9 月、児童クラブの待機児童の早期解消、児童クラブと子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう 5 年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が、旧プランに代わるものとして策定されました。

一方、本市において、市町村行動計画および市町村子ども・子育て支援事業計画に位

置付けられ、本年度新たに策定された「仙台市すこやか子育てプラン 2020」において、基本施策として掲げられる「子ども・若者の居場所づくり、活動の場の充実」、「身近な地域の子育て支援施設等の充実」および「女性の就労継続・再就職の支援促進」の中に、放課後子ども総合プラン推進事業が盛り込まれています。

また、平成 29 年 1 月に仙台市教育委員会が策定した「第 2 期仙台市教育振興基本計画」において、地域とともに歩む学校づくりを目指し、子どもたちの体験活動の充実や学校と地域の教育資源の共有などを図るため、「放課後子ども教室の推進」を具体的な施策として掲げています。

本方針は、これらの計画等を受けて、放課後子ども総合プランに基づく本市における取組の実現に向けて、その具体的な方策等を定めるものです。

4 本方針の期間

本方針の期間は、放課後子ども総合プランにおける目標の期限等を踏まえ、令和元年度から同 5 年度までとします。

II 放課後子ども総合プランに係る整備目標

放課後子ども総合プランにおいては、放課後対策事業について整備目標の設定が求められており、本市では、仙台市すこやか子育てプラン 2020 において、関係する事業について、以下のとおり整備目標を定めています。

1 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込みおよび目標整備量

○児童クラブの利用ニーズに対応した受け皿を確保するため、学区ごとの就学児童数推計をもとに児童館児童クラブの利用見込み数を算出し、小学校余裕教室等を活用した児童館サテライト室の整備を進めるとともに、民間の児童クラブ実施事業者への支援を通じて、必要な提供体制を確保します。

【量の見込みと確保方策】 (単位：人)

		R3 年度当初	R4 年度当初	R5 年度当初	R6 年度当初	R7 年度当初
量の見込み	小 1～3 年生	11,977	12,073	11,925	11,680	11,279
	小 4～6 年生	2,728	2,806	2,789	2,810	2,818
	合 計	14,705	14,879	14,714	14,490	14,097
確保方策	小 1～3 年生	11,977	12,073	11,925	11,680	11,279
	小 4～6 年生	2,728	2,806	2,789	2,810	2,818
	合 計	14,705	14,879	14,714	14,490	14,097

※各年度 4 月 1 日時点での数値。事業計画は令和 2～6 年度の 5 年間を計画期間としており、各年度において、翌年度当初の量の見込みに向けた整備を行うことから、令和 3～7 年度当初時点での量の見込みと確保方策を記載しています。

2 一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の令和 5 年度に達成されるべき目標事業量

既存の一体型4箇所について引き続き事業の充実を図るとともに、その他の箇所についても両事業の連携を推進します。

3 放課後子ども教室の令和5年度までの整備計画

事業を実施する意向のある小学校区を調査、把握のうえ、計画的な整備に向けて地域の関係者等との調整を行います。

Ⅲ 放課後子ども総合プランの実施に向けた方策等

放課後子ども総合プランに基づく本市における取組の実現に向けて、その具体的な方策等については、以下のとおりです。

なお、当プランの実施にあたっては、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の理念や具体的な活動内容などに対する地域や学校の理解が重要です。

特に、放課後子ども教室に関しては、参画する地域の方と学校関係者の距離が比較的近く、連携が図りやすい環境にあることを生かしながら、学校側の理解が得られるよう教育委員会として十分な説明や情報提供に努めることとします。

1 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策

両事業の連携に関し、国においては、両事業の一体型又は連携型の取組みを推進していますが、本市においては、主に児童館内で児童クラブを、小学校内で子ども教室を実施しているほか、実施頻度や活動時間など子ども教室の運営状況が地域によって様々であるなど、全ての地域において国の示す一体型の要件を満たす状況にないことから、両事業の運営状況等を考慮しながら、市内それぞれの地域の実情に応じて、両事業の運営主体や従事者が、連携への意識を持ちながら取組みを進めています。

○地理的・人員的な制約から児童クラブ児童が子ども教室の活動に参加すること、関係する行事に従事者や児童が参加すること等が困難な地域は、両事業の従事者間で双方の活動内容や児童の様子を共有すること等から取組み、他方の事業内容の理解や技能向上等につなげます。

○一方の従事者による他方の事業等への参加・協力ができる地域は、一方が持つノウハウを他方へ提供する等、事業内容の充実につなげます。

○両事業の従事者間の連携や児童間の交流を更に推進できる地域は、関係する行事へ両事業の従事者や児童が参加・協力する等の取組みを進め、地域の様々な世代の方との関わりや多様な体験活動を通し、地域交流や異年齢交流を図ります。

○両事業が近距離にある等、児童の安全確保を図ることができる地域は、上記の連携の他、児童クラブ児童が子ども教室の活動プログラムに参加するなど両事業の児童が交流できるような連携方法について、双方の関係者が検討に努めます。

また、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、児童や地域の多世代の方々との関わりを持ちながら、多様な体験・活動を行うことができるよう、両事業の連携はもとより、各事業において小学校、保護者、町内会、地域のボランティア等が連携を深めて子どもの育ちを支え、地域の実情に応じた両事業の充実と魅力ある放課後の居場所づくり

に努めます。

2 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と子供未来局の具体的な連携に関する方策

放課後子ども総合プランの実施に向けては、教育委員会と子供未来局が連携し、情報交換や情報共有等を図ります。

特に、放課後児童クラブの実施場所としての学校施設の積極的な活用や、希望する全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できる環境の整備、また、これらの放課後対策事業に関する学校現場における理解・協力の促進に向けた取組など、放課後子ども総合プランに基づく本市の取組について、教育委員会と子供未来局の双方の責任のもとで協力して進めます。

また、小学校、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室がそれぞれの事業目的を達成するためには、個人情報保護に留意しつつも、必要な情報を積極的に共有することが重要であることから、教育委員会と子供未来局との協議のもと、これまで以上に、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって積極的に連携を図るなど、行政及び各実施主体が一体となって連携・協力体制の充実に努めます。

加えて、放課後児童クラブや放課後子ども教室において放課後の時間を過ごす子どもの増加等により、下校・帰宅の在り方が多様化している中、登下校時における防犯対策の推進に当たっては、従来の警察、教育委員会・学校、市民局及び各区・総合支所に加え、子供未来局のほか、放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施主体、地域住民、保護者等地域の関係者が連携することが不可欠になっています。

引き続き、教育委員会及び子供未来局等により構成される仙台市通学路安全推進会議を軸として、関係機関による連携のもと、通学路の合同点検や危険個所への対策の検討・実施等に取り組み、通学路の安全確保に努めます。

3 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

(1) 受け入れ体制の確保

障害により特別な配慮を必要とする児童（以下「要支援児」という。）に適切に対応するため、小学校や保護者はもとより、保育所・幼稚園、各区家庭健康課、発達相談支援センター、放課後等デイサービス事業所などの関係機関とも情報共有・連携を図りながら、要支援児に対してより細かな配慮を行える体制を確保し、全ての児童が安心して過ごすことができる場づくりを進めます。

(2) 要支援児対応に係るスキルアップ

放課後児童クラブにおいて、本市主催の児童館職員向け研修において、現場の課題やニーズを踏まえた研修プログラムを検討・実施するほか、児童一人ひとりの特性を踏まえたきめ細やかな支援や、保護者・関係機関等との協力・連携を適切に行うため、児童館特別支援コーディネーター養成研修を実施し、児童館内でキーパーソンとなる人材の育成を図ります。

放課後子ども教室において、要支援児をテーマに研修を実施するなど資質向上や課題意識の共有を図ります。

(3) その他、特別な配慮が必要な児童への対応

児童の状態や家庭の状況を適切に把握し、いじめや児童虐待等について早期発見に努めるとともに、いじめの発生や保護者による不適切な養育等が疑われる場合には、小学校や児童相談所、各区家庭健康課、要保護児童対策地域協議会、民生委員児童委員などの関係機関と連携し、早期対応に努めます。

また、日本語能力が十分でない児童について、安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。

4 両事業の役割をさらに向上させていくための方策

児童の自主性、社会性等の向上を図るためにには、放課後児童クラブの取組の更なる充実が求められており、その基盤となる職員体制を確保するため、有為な人材を確保し、かつ長く働き続けてもらうことができるよう、引き続き、国の補助制度を活用した放課後児童支援員を対象とする処遇改善や本市主催の就職説明会などを活用した採用支援などに取り組み、人材確保に努めます。

放課後子ども教室において、事業の実施場所となる学校側の理解・協力を得ることを含め、地域の方々の協力のもとに実施している事業であることから、地域との関係をさらに深め、事業を支援いただく地域人材の確保に努めます。

今後、放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の取組みを充実させるためには、これらの事業を担う人材の確保が重要であるとともに、放課後児童クラブにおける高学年児童の受け入れや特別な支援を必要とする児童の受け入れ等への対応、また、両事業の児童が共通して参加できる活動プログラムの企画・運営への対応が求められており、従事者・参画者の資質を向上させていくことが重要です。

各事業において上記の課題等に適切に対応できる能力を養成するため、研修内容の充実を図るとともに、その手法の検討にあたっては、従来の講義形式及びグループワークに加え、受講者がより主体的・能動的に取組み、より実効性が高められるようなプログラムの検討・実施に努めます。

5 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ等への活用に関する具体的な方策

(1) 学校施設活用の目標

新たに放課後児童クラブを整備する場合には、児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、学校施設の活用が求められていることから、今後、新設・拡充する放課後児童クラブについては、学校施設の活用を中心とした整備に努めていきます。

(2) 学校施設活用の方策

放課後児童クラブに係る具体的な整備見込みを作成するとともに、各小学校における余裕教室、学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等（以下「余裕教室等」という。）の活用状況および放課後児童クラブの実施場所として使用できる可能性のある学校施設の状況について、定期的に府内での情報共有を図ります。また、学校の教室不足に伴い、校舎増築等を行う際には、放課後児童クラブの新設等に必要なスペースを含めた整備について検討を進めます。

特に、放課後児童クラブのニーズが高い小学校区においては、児童数の増加に伴い、

現に教室不足が生じており、または今後生じるおそれも顕在化してきている状況ですが、余裕教室等や校庭など、当該小学校内におけるあらゆるスペースについて、改めて、放課後児童クラブの実施場所として活用できないか、関係者間で検討します。

また、学校の状況により、放課後児童クラブとして専用可能なスペースを確保できない場合であっても、学校施設を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に、放課後児童クラブの実施場所として一時的に活用する、いわゆる「タイムシェア型活用」によるサテライト室整備を進めており、引き続き、この「タイムシェア型」についても活用を進めています。

これらの検討を行っても、学校施設内に放課後児童クラブを整備することが困難な場合には、他の整備手法を検討します。

6 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

現在、児童館児童クラブについては、ニーズに対応するため、原則として平日は午後7時15分まで延長しており、引き続き開所時間の延長を実施します。

7 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブを含む児童館での育成支援事業については、学校や放課後子ども教室はもとより、児童や保護者など児童館の利用者や地域住民、地域の関係団体の理解を更に深めるため、引き続き、児童館・児童クラブ便りやホームページ・SNS等を活用した情報発信、児童館運営委員会や学校評価委員会、保護者説明会等の場での事業説明・情報共有、児童館まつりや市民センター・保護者団体等との共同企画による行事開催などを通じて、取組み内容の周知を推進します。

IV 推進体制

放課後子ども総合プランに基づく本市の取組を推進するにあたり、各々の関係者が担うべき役割等を十分に果たしながら、本方針に基づく放課後対策事業に取組みます。